

様式第20号（答申書の交付）

A 4 4 1  
令和7年8月8日

生坂村長 藤 澤 泰 彦 様

生坂村公文書公開審査会  
会長 吉澤 裕美

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を  
交付します（令和7年度答申第4号）。

記

諮問番号：令和7年度諮問第4号

事 件 名：「いくさか大好き隊全隊員の日報と公用車運行記録 令和6年4月～7  
月末までのもの」の公開請求に対する処分への審査請求について

※別紙として答申書を添付する。

担当：総務課 中山  
連絡先：69-3111

## 答 申 書

### 諮問第 4 号

#### 第 1 審査会の結論

公開の請求に係る公文書の件名又は内容を「いくさか大好き隊全隊員の日報と公用車運行記録、令和 6 年 4 月から 7 月末まで」とする公文書開示請求に対し、生坂村長（以下「実施機関」という）は、令和 6 年 8 月 23 日付けでいくさか大好き隊（地域おこし協力隊の名称であり、以下、「いくさか大好き隊」または「地域おこし協力隊」のいずれかの用語を使用する）のうちの一部の隊員の作業日報の写しの公文書公開決定（以下、「本件決定」という。）を行った。生坂村地域おこし協力隊員設置要綱においては、協力隊員は「活動日誌」（様式第 1 号）を作成し、活動報告書（様式第 2 号）とともに活動報告を行うものと規定される（同要綱第 9 条第 1 項、同第 2 項）。本件決定で開示された文書は、「いくさか大好き隊作業日報」であり、生坂村地域おこし協力隊員設置要綱第 9 条第 1 項に定める「活動日誌」を兼ねるものと思われるため、以下、設置要綱の条文を引用する以外は、「活動日誌」または「いくさか大好き隊日報」につき、単に「日報」という。

審査請求人は、隊員の日報が一部の隊員の日報のみであったこと、また公用車運行記録が不交付であったとして、全部公開を求める審査請求を行うものである。

本件決定で交付されなかった隊員の日報は、地域おこし協力隊隊員設置要綱で活動日誌の作成報告義務のない業務を担当する隊員の日報であり不存在であること、また、公用車運行記録は生坂村公文書公開条例第 2 条に規定する公文書に該当しないため不存在であることから、本件決定は妥当である。

なお、令和 6 年 8 月 23 日付け「公文書公開決定通知書」には、日報の作成報告義務のない地域おこし協力隊員の日報及び公用車運行記録について、不存在である旨の記載がない。今後、公開請求に対し一部不存在が該当する場合はその理由を決定通知に記載することを提言する。

#### 第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

##### 1 公開請求

審査請求人は、令和 6 年 8 月 9 日付けで、生坂村公文書公開条例（平成 12 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条により実施機関に対し、「いくさか大好き隊全隊員の日報と公用車運行記録、令和 6 年 4 月から 7 月末まで」の公開請求をした（以下「本件公開請求」という。）。

##### 2 決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 6 年 8 月 23 日付け第 A441 号で審査請求人に通知し（以下、「本件決定通知書」という。）、同年 9 月 6 日、地域おこし協力隊のうち、

日報を作成している者の日報の写しを交付した。

なお、令和6年8月23日付け「公文書公開決定通知書」には、日報の作成報告義務のない地域おこし協力隊員の日報及び公用車運行記録について、不存在である旨の記載はないものの、審査請求人に対し、地域おこし協力隊の一部の者の日報及び公用車運行記録の写しは交付されていないこと、審査請求人からの審査請求の趣旨も、左記文書の不交付に不服を申し立てる内容であることから、審査においては、本件決定には、日報の作成報告義務のない地域おこし協力隊員の日報及び公用車運行記録の公文書不存在決定も含まれるものとして、後述のとおり判断する。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和6年11月29日付けで、本件決定を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第12条第1項により、令和7年5月7日付け第A941号で当審査会に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定された公開文書が一部不交付であったため、全部公開を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

#### (1) 申立書による審査請求の理由

本件決定は、公開請求に対し、いくさか大好き隊員の日報は全隊員のものでなく、公用車運行記録簿は不交付であった。いくさか大好き隊は会計年度任用職員で地方公務員法に基づいて任用される非常勤の公務員であり、その日報と公用車の運行記録簿は公文書であるため、全面公開すべきである。

#### (2) 審査請求人による口頭意見陳述の要旨

生坂村においていくさか大好き隊の皆さんは頼りにされる存在だが、20人ほどいる隊員が、どこにいて何をしているのか分からないという声が住民の方から聞かれる。また、活動車として軽トラックなどの車が貸与され、業務以外の買い物や通院等の私用にも使うことができ、以前には事故が発生している。今のままの運用では事故等あったとき責任が問われることになり大きな問題になりうると危惧する。会計年度任用職員という立場である地域おこし協力隊と集落支援員の日報、公用車運行記録を請求したが全隊員のものでなく、公用車運行記録は不交付であったが、全部公開すべきである。

### (3) 補佐人による口頭意見陳述の要旨

地方自治法に正しく則り、村と議会がちゃんと対応し適切な業務をしていれば、こうした審査会を開く必要がなかった。情報公開について村に住む人たちの知る権利を著しく害している。

## 第4 実施機関の説明要旨

日報は全隊員に求めるものでなく、日報の作成報告が必要な隊員の日報はその写しを公開し、作成報告を要しない隊員は文書が存在しないため不存在とした。

公用車運行記録は生坂村公文書公開条例第2条第1項第1号で公文書の定義が「実施機関が作成し、または取得した文書および図面で決裁または回覧等の手続きが終了し、実施機関が管理しているもの」と規定されているため、公用車に備え付けの台帳はあるものの決裁または回覧等の手続きを終了し実施機関が管理しているものではないため不存在とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件事案について

実施機関は、本件公開請求に対し令和6年8月23日付けで本件決定を行った。なお、上記第2第2項記載のとおり、本件決定には、日報作成報告義務のある地域おこし協力隊の日報の公開決定と、日報の作成報告義務のない地域おこし協力隊員の日報及び公用車運行記録の公文書不存在決定の2つの要素が含まれる。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求を行った。他方、実施機関は、本件決定を妥当と主張している。

当審査会は、審査請求人からの意見聴取及び実施機関の説明等を踏まえ、本件決定について検討した結果、次のとおり判断する。

### 2 審査請求期間

「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（中略）を経過したときは、することができ」ず（行政不服審査法第18条第1項）、例外的に、期間徒過について「正当な理由」があるときは審査請求ができる（同法同条同項）。

本件公開決定は、令和6年8月23日付けで通知されているが、公開の日時が令和6年9月6日と指定されており、審査請求人に対し文書の写しが交付されたのは令和6年9月6日であるため、審査請求人が「処分があったことを知った日」は、写しの交付を受けた令和6年9月6日と考えるべきである。

よって、本件審査請求は、審査請求期間内になされたものであるとして、次のとおり判断する。

### 3 本件決定の妥当性について

(1) 審査請求人は、令和6年8月9日付けで、生坂村公文書公開条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）第5条により実施機関に対し、「いくさか大好き隊全隊員の日報と公用車運行記録、令和6年4月から7月末まで」の公開請求をなし、実施機関は令和6年8月23日付けで本件決定を行った。しかし公開文書は一部の隊員の日報であり、公用車運行記録は不交付であった。

(2) 本件の一つ目の争点は、公開された日報が請求する全隊員でなく、一部の隊員のものであったことの適否である。地域おこし協力隊隊員設置要綱第9条第1項に「協力隊員はその活動内容について活動日誌に記載しなければならない」、第2項に「協力隊員は前項の活動日誌を添付のうえ、毎月5日までに前月分の活動内容を活動報告書により報告しなければならない。ただし、各所属先所属長により適正な勤怠管理及び業務管理が行える場合は、別の方法に変えることができる」と規定されている。本件決定では、同要綱第9条第1項及び同第2項に基づき活動日誌の作成報告義務のある協力隊員に係る日報を公開し、第9条第2項ただし書きにより勤怠管理ができ活動日誌の作成報告義務のない隊員については日報が作成されておらず不存在であるため公文書の写しの交付を行わなかった。上述のとおり、地域おこし協力隊隊員設置要綱第9条第2項ただし書きに基づき、勤怠管理ができ活動日誌の作成報告義務のない隊員については日報が作成されておらず、同文書を不存在とした本件決定は適当である。

(3) 二つ目に、公用車の運行記録を不存在とした本件決定の適否であるが、生坂村公文書公開条例の第2条第1項第1号において、公文書とは「実施機関が作成し又は取得した文書及び図面で決裁また回覧等の手続きが終了し、実施機関が管理しているもの」と定められている。地域おこし協力隊隊員の使用する公用車の運行記録は車内に置かれるもので決裁、回覧の手続きは行われぬ。したがって、地域おこし協力隊隊員の使用する公用車の運行記録は、公文書に該当せず不存在であるため、本件決定は適当である。

以上のことから、本件決定は妥当であると判断する。

なお、審査請求人は、口頭意見陳述において、地域おこし協力隊隊員に貸し出される公用車の使用用途や、交通事故が生じた際の責任の所在などに疑問がある旨主張する。しかし、公用車の使用方法、管理方法の適否は、公文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において審査すべき対象ではない。

(4) 前述のとおり、本件決定通知においては、「公文書公開決定通知書」と題され、公開の日時場所が記載されるのみで、日報の作成報告義務のない地域おこし協力隊隊員の日報及び公用車運行記録の公文書は不存在であることが明記されていない。

生坂村公文書公開条例第8条第1項において、「実施機関は公文書公開請求があったときは、(中略)公文書について公開するかどうかを決定し、速やかに請求者に通知しなければならない」とされ、同第2項において「公開をしないことを決定したときは、その理由(その理由がなくなる期日を明示できるときはその理由及び期日)を併せて通知するものとする」と規定される。また、生坂村公文書公開条例第8条に規定する書面は、生坂村公文書公開条例施行規則第3条に定められており、「公文書の公開をする旨の決定

をしたとき」は「公文書公開決定通知書（様式第 2 号）」により、「請求を受けた公文書が存在しないとき」は「公文書不存在決定通知書（様式第 4 号）」により通知を行うこととされている（生坂村公文書公開条例第 3 条第 1 号及び同第 4 号）。

本件決定通知は、生坂村公文書公開条例施行規則様式第 2 号「公文書公開決定通知書」により、審査請求人に対し通知がなされており、当該記載のみからは、日報の作成報告義務のない地域おこし協力隊員の日報及び公用車運行記録の公文書は不存在により公開されないことを読み取ることはできない。したがって、本件決定の通知の方法は、生坂村公文書公開条例及び同条例施行規則に反する不適当なものである。

したがって、審査請求人の審査請求の趣旨とは離れるが、本審査会の意見として、今後の公文書公開請求に対する決定時には、一部非公開もしくは一部不存在の場合には、非公開もしくは不存在となる文書及びその理由を明確にして通知書に記載すべきであることを付言する。ただし、本件決定について、上記通知方法の不適当があったからといって、本件審査請求に関する公文書の開示又は不開示の適否に関する本審査会の結論は左右されない。

#### 4 まとめ

以上のことから、本件決定に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。